

I15 特定資産取扱規程

平成 29 年 4 月 22 日 制定

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本診療放射線技師会（以下、「本会」という。）の特定資産の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第 2 条 特定資産は次のとおりとする。

- (1) 学術奨励基金
- (2) 記念式典引当資産
- (3) 社会活動奨励基金

(学術奨励基金)

第 3 条 学術奨励基金は、公益目的事業活動の組織強化を図るための資金とすることを目的とし、公益目的保有財産とする。

2 学術奨励基金は、2 億円を限度に積み立てるものとする。

3 学術奨励基金は、次の各号のいずれかに該当する場合、理事会の決議を経て取り崩すものとする。

- (1) 公益目的事業活動を行うために必要が生じたとき
- (2) 本会の事業に著しく費用の補てんが必要となるとき

(記念式典引当資産)

第 4 条 記念式典引当資産は、本会が設立以来培ってきた成果を取りまとめた記念誌の編纂および記念式典等の諸行事に充てることを目的とする。

2 記念式典引当資産は、2,500 万円を限度に積み立てるものとする。

3 記念式典引当資産は、次の各号のいずれかに該当する場合、理事会の決議を経て取り崩すものとする。

- (1) 法人設立に関する記念式典の挙行
- (2) エックス線発見に関する記念式典の挙行

(社会活動奨励基金)

第 5 条 社会活動奨励基金は、本会の理事及び監事を歴任された故「江間 忠」先生が本会

に寄付された財産について、その使用目的を理事会で審議した結果、会員の社会活動を平成29年度より10年間にわたり表彰し、会員の積極的な社会活動参加を即すことを目的として、社会活動奨励基金を設置するものとする。

(特定資産の管理および運用)

第6条 特定資産の管理及び運用は、元本が確実に回収でき、かつなるべく高い運用益が得られる方法で行うものとし、管理及び運用に関し必要な事項は別に定める財産管理規程による。

(目的外の取り崩し等)

第7条 規定されていない特定資産の取り崩しを行う場合は、財務及び会計責任者が必要な理由を付して理事会の決議を得なければならない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

附則

この規程は、平成29年4月22日より施行する。